国民健康保険税

25年度国民健康保険税納税通知書を送付します

25年度の国民健康保険税（以下、国保税）納税通知書を7月12日（金）に送付します。

納期は9回です

納付書や口座振替の方法（普通徴収）で納付する方は、原則、7月～26年3月の9回の納期になります（下表参照）。

第1期の納期限は7月31日（水）です。納め忘れにご注意ください。

年金からの天引き（特別徴収）の対象になる方

次の①～③の全てに該当する場合には、国保税は年金から天引き（特別徴収）となります。ただし、年度途中に75歳を迎える方など一部対象にならない世帯もあります。

①世帯主が国保の被保険者
②世帯内の国保被保険者全員が65歳～74歳
③特別徴収対象年金が年額18万円以上あり、介護保険料と国保税との合計が、年金額の2分の1を超えない

対象となる方には特別徴収税額決定通知書を7月12日（金）に送付します。

なお、今年度新たに特別徴収の対象になる方は、第3期（9月末）まで普通徴収となり、10月から特別徴収が開始されます。そのため、納税通知書と特別徴収額決定通知書の両方を送付します。

年金からの天引き（特別徴収）から口座振替への変更

国保税の納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができます。希望する方は、納付方法の変更の申し出書を保険年金課（市役所1階）に提出してください。8月5日（月）までに手続きをした場合は、10月の特別徴収を中止し、10月末から口座振替により納付することになります。8月6日（火）以降に手続きした場合は、12月以降の特別徴収を中止することになります。ただし、これまでの国保税の納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。

【手続きに必要なもの】①認め印②振替口座の分かるものと届け出印（新規に口座振替を申し込みする方は口座振替依頼書の提出が必要になります）③被保険者証（本人確認のため、持参してください）

※特別徴収も口座振替も、お支払いいただく国保税の総額は変わりません。

国保税の軽減

国保税は目的税であり、原則、普通税のような非課税制度がありません。また所得の少ない方も、応分の応益割の国保税を負担することから、各種軽減措置が設けられています。詳しくは納税通知書に同封した手引きをご覧ください。

①低所得者の軽減＝世帯の所得が一定基準以下であることが確認できたときは、応益割に関わる国保税の7割・5割・2割を軽減します

②非自発的失業者の軽減＝企業の倒産・解雇など非自発的失業により国保に加入した場合に、対象者の前年の給与所得を100分の30として計算し、応能割にかかる国保税を軽減します

③後期高齢者医療制度の創設に伴う緩和＝同一世帯の方が国保や会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に移行することに伴って、国保加入者の国保税の負担が急激に増加することがないように、応益割に関わる国保税を軽減します

※所得状況により軽減判定を行いますので、収入の無い方も収入状況を申告してください。

詳しくは同課国民健康保険係☎470・7733へ。

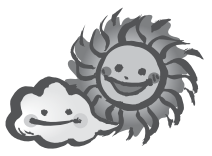

25年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料（普通徴収）納期一覧

区分	納期日
第1期	7月31日（水）
第2期	9月2日（月）
第3期	9月30日（月）
第4期	10月31日（木）
第5期	12月2日（月）
第6期	12月25日（水）
第7期	26年1月31日（金）
第8期	26年2月28日（金）
第9期※	26年3月25日（火）

※第9期は国民健康保険税のみ。

25年度　国民健康保険における高齢受給者証判定基準

判定対象になる方は70歳～74歳で被保険者証兼高齢受給者証をお持ちの方です

課税所得金額（※1）	一部負担金割合の当初判定	申請による再判定の基準	申請による再判定により変更となるもの
判定対象者の中で、145万円以上の方が1人でもいる場合	3割	収入383万円未満（判定対象者が2人以上の場合は520万円未満）	一部負担金割合が1割になります（申請がない場合は3割と判定）
		判定対象者が1人の場合で、特定同一世帯所属者（※2）の収入も含み、収入が383万円以上520万円未満	一部負担金割合が1割になります（申請がない場合は3割と判定）
		上記以外の方	申請による変更はありません
判定対象者全員が145万円未満の場合	1割	住民税課税世帯	申請による変更はありません
		住民税非課税世帯	一部負担金割合の変更はありませんが、申請により高額療養費の自己負担限度額などが下がる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます

※1：課税所得金額とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。
24年12月31日時点において、世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下である19歳未満の被保険者がいる場合は、【課税所得金額－（16歳未満の被保険者数）×33万円－（16歳～19歳未満の被保険者数）×12万円】で算出された所得金額で、一部負担金割合の判定をします。
※2：特定同一世帯所属者とは、国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行した方で、国保加入者と脱退日以降継続して同一の世帯に属する方のことです。

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を更新します

70歳～74歳の方には、被保険者証に一部負担金割合（1割または3割）が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」（以下、被保険者証兼高齢受給者証）を交付しています。

被保険者証兼高齢受給者証の一部負担金割合は、25年度の市民税・都民税課税所得に基づいて判定し（上表参照）、8月に更新します。

この判定により、一部負担金割合に変更がある方には、新しい被保険者証兼高齢受給者証を7月中旬に世帯主宛てに送付します。

【ご注意】今回の判定により一部負担金割合が変わらない方は、現在お持ちの被保険者証兼高齢受給者証を引き続きご利用ください。

判定により、一部負担金割合が3割でも世帯収入基準に基づき、申請により1割負担となる場合があります

申請による再判定に該当し、一部負担金割合が3割から1割になる可能性のある方には、ご案内と申請書を送付します。

申請による再判定の基準に該当する方は、被保険者証兼高齢受給者証と24年分の収入額が確認できるもの（確定申告書の控え、源泉徴収票など）を持参して、保険年金課国保年金資格係（市役所1階）へ申請してください。申請が認められた場合、申請の翌月1日から1割負担となります。

※一部負担金の割合は毎年8月に年次更新されますが、世帯構成の変更や修正申告などにより、年次更新時以外でも変更になることがあります。

詳しくは同係☎470・7732へ。

後期高齢者医療制度

25年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付（納入）通知書を送付します

後期高齢者医療制度は、75歳以上（障害認定を受けている方は65歳以上）の方が対象です。25年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付（納入）通知書を7月12日（金）に発送します。

◎納付書や口座振替で納めていただく方（普通徴収）

同通知書に添付されている納付書で納めていただきます。納期は原則7月～26年2月の8回です（上表参照）。既に保険料の口座振替を登録している方は、納期ごとに口座振替されます。

◎年金からの天引きで納めていただく方（特別徴収）

特別徴収は年6回の年金支給月に介護保険料と同様に年金から天引きされます。10月から納めていただく保険料額の決定通知書を送付します。

◎10月から年金天引きになる方

普通徴収として第1期～第3期（7月～9月）を納付書または口座振替で納付していただき、10月の年金支給時から特別徴収として年金から天引きされます。

◎年金からの天引き（特別徴収）から口座振替への変更

保険料の納付方法は、年金天引きによる納付が原則ですが、申し出により口座振替に変更することができます。変更を希望する方は、①口座振替に指定する金融機関の通帳と届け出印②後期高齢者医療被保険者証を持参の上（普通徴収として既に口座振替を登録している方は②のみ）、保険年金課高齢者医療係（市役所1階）で手続きをしてください。

詳しくは同係☎470・7846へ。

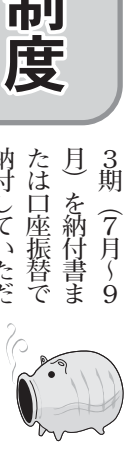

一部負担金の割合を毎年8月に見直します

一部負担金は、診療時に医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担額の割合です。後期高齢者医療被保険者証（被保険者証）に「1割」または「3割」と割合が表示されます。一部負担金の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税課税所得（市民税・都民税納税通知書の「課税標準額」）と世帯構成の状況から判定し見直します。これを「定期判定」と言います。

◎今回見直しがある方

新しい「一部負担金の割合」を表示した被保険者証（交付年月日「平成25年8月1日」）を7月末日までに簡易書留郵便で郵送します。現在お持ちの被保険者証は7月31日（水）まで使用し、8月1日（木）以降に同封の返信用封筒で返送または保険年金課（市役所1階）に直接返却してください。

◎見直しがない方

現在お持ちの被保険者証を引き続き使用できます。

定期判定の基準

「1割負担」＝同じ世帯にいる被保険者全員の25年度住民税課税所得（課税標準額）が145万円未満の被保険者

「3割負担」＝25年度住民税課税所得（課税標準額）が145万円以上で世帯に被保険者が1人の場合は収入が383万円以上。被保険者が2人以上の場合は収入の合計が520万円以上

◎基準収入額適用申請

今回の見直しで「3割負担」と判定された方でも、24年中の「収入額」が基準額未満の方は、申請し認定されると「1割負担」になります。この「収入額」は24年中の収入で、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です。

次の①②のいずれかに該当すると思われる方には、7月上旬に「基準収入額適用申請書」を送付します。

①世帯に被保険者が1人の場合は、収入が383万円未満。ただし、収入が383万円以上であっても、同じ世帯に被保険者でない70歳～74歳の方がいる場合は、その方との収入の合計が520万円未満

②世帯に被保険者が2人以上の場合は、収入の合計が520万円未満

必要事項を記入・押印の上、7月中に同課高齢者医療係（市役所1階）に必ず申請してください。認定された場合、8月1日（木）から「1割負担」になります。

詳しくは同係☎470・7846へ。